

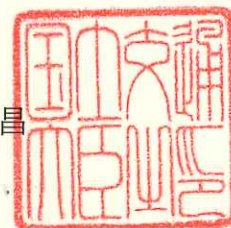
国海員第 83 号
令和 7 年 7 月 17 日

交通政策審議会

会 長 橋 本 英 二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 8 2 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅
客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）、漁業（かつお・まぐ
ろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）及び漁業（いか釣り）
最低賃金（令和 7 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正することについて、
最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要
があるため。